

滝議第0608004号
令和3年6月8日

滝沢市議会議長 日向 清一 様

産業建設常任委員会
委員長 稲荷場 裕

産業建設常任委員会所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので会議規則第77条に基づき報告
します。

記

- 1 調査事件
交通弱者のための移動手段の確保について
- 2 調査結果
別紙のとおり

1 調査事項

交通弱者のための移動手段の確保について

2 調査理由及びその目的

滝沢市内の公共交通については、各地域の結節点間を結ぶ路線は、十分な満足が得られているとは言えないまでも、一定程度確保されていると捉えている。

一方、交通弱者が自宅から目的地までの移動手段を確保できないなどの課題が見られる。

これらの課題を解消するための先進的な取り組み事例を研究し、本市の政策に反映させるべく調査するものである。

3 産業建設常任委員会委員

委員長 稲荷場 裕

副委員長 日向 裕子

委員 奥津 一俊、佐藤 澄子、小田島 清美、長内 信平

4 調査内容

(1) 調査経過（関連資料は別添）

開催日等	内容
令和元年10月15日（火）	【委員会内協議】 <協議の概要> 調査項目設定のための協議を行い、委員会としての視点の確認を行った。
令和元年10月29日（火）	【委員会内協議】 <協議の概要> 交通弱者のための移動手段の確保に関する所管事務調査を実施することを決定した。
令和元年11月7日（木）	【委員会内協議】 <協議の概要> 所管事務調査項目設定シートを作成した。 また、担当課への事務調査の必要性を確認し、事業担当課より内容聴取を行うことを決定した。

開催日等	内容
令和元年11月19日（火）	<p>【担当課の事務調査】</p> <p><調査の目的></p> <p>交通弱者への対応の現状、課題及び当局の取り組み内容等を確認することを目的に、担当課に対し説明聴取を行った。</p> <p><調査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・滝沢市地域公共交通網形成計画について ・交通弱者の意見について ・関連団体等の意見について
令和元年11月28日（木）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>当局聴取の内容の振り返りと認識の共有を行った。</p> <p>今後の調査内容として、市民懇談会や先進地視察を行うことを決定した。</p>
令和元年12月13日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>所管事務調査項目設定シートに基づいて、今後の調査の内容及びスケジュールを協議した。</p> <p>視察先及び内容は今後具体的に協議していくこととした。</p>
令和2年1月20日（月）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>これまでの調査で明らかとなった現状や課題についての議論を深め、今後の調査の方向性を確認した。</p> <p>地域独自で取り組みを進めている川前・小岩井については、委員からの情報を共有しながら調査に活用することを確認した。</p> <p>各地域の交通弱者の実情を調査する目的で、民生児童委員から意見聴取することを決定した。</p>

開催日等	内容
令和2年1月27日（月）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>民生児童委員への意見聴取理由及び具体的聴取内容の協議を行った。</p>
令和2年1月31日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>民生児童委員への意見聴取理由の説明及び具体的聴取内容を決定した。</p> <p>併せて、北部、中部、南部それぞれの協議会へ委員が聴取しに行くことを決定した。</p>
令和2年3月3日（火）	<p>【委員会内協議（資料1）】</p> <p><協議の概要></p> <p>民生児童委員からの聴取内容の集約、整理を行った。</p>
令和2年5月7日（木）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のための委員会開催頻度の縮小及び所管事務調査項目の追加が指示されたため、本テーマの調査報告を無期限で延期することを決定した。</p>
令和2年6月9日（火）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>当局より調査に関する資料提供を受けたため、データを共有することを決定した。</p> <p>資料の内容精査、活用方法等は後日協議することとした。</p>
令和3年4月8日（木）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>当局が交通不便地域を対象に実施する、タクシーを利用した公共交通の実証実験（OD調査）の内容を確認することとした。</p>

開催日等	内容
令和3年4月16日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>これまでに協議した内容の論点等の振り返りを行った。</p> <p>川前地区、小岩井地区での取り組み事例を委員から聞き取ることを決定した。</p>
令和3年5月7日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>報告書のまとめ方についての協議を行った。</p> <p>併せて、報告書作成のスケジュールについて協議を行った。</p>
令和3年5月11日（火）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>小岩井自治会の取り組み（資料2）を小田島委員より、川前自治会の取り組み（資料3）を奥津委員より説明を受けた。</p> <p>以前実施した民生児童委員へのアンケートのまとめの共有を行った。</p>
令和3年5月24日（月）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>報告書の内容についての協議及び今後のスケジュールの確認を行った。</p>
令和3年6月4日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>報告書の字句の調整を行った。</p>
令和3年6月8日（火）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>報告内容についての意思決定を行った。</p>

(2) 特記事項

ア 民生児童委員へのアンケート調査

北部地域：令和2年2月13日（木）北部コミュニティセンター

中部地域：令和2年2月12日（水）滝沢ふるさと交流館

南部地域：令和2年2月12日（水）滝沢市役所防災庁舎

(アンケートから見えた課題)

- ・交通の便が悪い上に、生活基盤となる病院やスーパーマーケット等が近くにない。
- ・柳沢地区や姥屋敷地区は、バス路線がない。
- ・小岩井駅は階段の乗降が大変。
- ・市役所やビッグルーフ滝沢等の公共施設へのアクセスが難しい。
- ・バス停が遠く、便も少なく、乗り降りが大変である。
- ・タクシーを利用すると料金が高い。
- ・免許返納したくても不便さを考えるとなかなかできない。
- ・独居老人も増えていて、移動がますます困難になってきている。

(委員会のまとめ)

各地域から挙げられた様々な課題から、社会生活に不可欠な移動手段が確保されていない「交通弱者」の実態が確認され、公共交通サービスの向上、確保を望んでいる住民が多いことが把握できた。

特にも、市内中山間地、いわゆる「交通不便地域」における高齢者層の生活環境に不便が集中し、社会的行動範囲が狭まっている現状が見受けられる。

多種多様な居住地域の特性、家庭環境などを考慮し、行政や地域全体で、利用者のニーズに対応した、きめ細かな支援が必要であると考えられる。

イ 市内実践事例の考察

(ア) 小岩井自治会「かざばやしボランティアの会」

本取組は、サービスを受ける人と提供する人が顔見知りの関係であり、円滑なコミュニケーションが確保された方法、地域公共交通との共存が可能なコミュニティ運行等のメリットを有した方法と考えられる。

(イ) 川前自治会「川前地域の買い物バスの試験運行」

本取組は、関係法規(道路運送法)に抵触しない方法であると考えられるが、地域公共交通との共存共栄を図るため、混在しない運行ルートと運行時間の設定、互恵関係構築のための具体策等に対する協議調整が不可欠な方法である。しかしながら、本市全域を対象とする交通弱者のための移動手段確保に必要な方法でもあり、と考えられる。

5 考察

本市の公共交通網は盛岡駅を中心として整備されており、近隣市町を含めた交通結節点間においては、十分な満足が得られているとは言えないまでも一定の路線は確保されていると捉えられる。また、平成29年に市が策定した『滝沢市地域公共交通網形成計画』においては、市内には交通空白地帯は存在しないと考えられている。

一方で、市内にはバスや電車等の公共交通路線が運行されていない「交通不便地域」があり、日常の移動ニーズを満たせない「交通弱者」が存在している。特に、運転免許や自家用車を持たない子どもや高齢者にとっては、交通結節点までの移動も困難な状況が見受けられるため、当委員会ではそのような「交通弱者」のための移動手段の確保策を模索するための調査を実施した。

これまで市は『滝沢市地域公共交通網形成計画』に関する施策として、マイカー依存から徐々に公共交通へ意識転換してもらうことを目標に、市民へ各種情報発信を行い、公共交通を安心して利用できる環境づくりを目指して、各種利用促進策に取り組んでいることが確認された。ビッグルーフ滝沢への路線バスの乗り入れや待合所の整備、バスの行先表示の変更などを実施し、高齢者のための公共交通マップの作成、市役所前のバス待合所の整備などを実施した。

また、特に「交通不便地域」の移動手段については、駅や、市役所などの交通結節点までの運行について、検討することとしており、地域が主体となった運行サービスなど、市内の地域特性に応じた交通サービスについても、調査・研究するとしている。

更には、現在進められている市役所周辺を中心拠点整備に合わせ、交通結節点としての機能強化を図ることから、路線バスの運行経路の見直し等について、交通事業者と協議を進める、ともしている。

但し、「交通弱者」のニーズに対応することは重要と考えるが、実施する際には、新たに生じる経費、将来にわたり安定して実施できる需要の確保、民業圧迫の回避を考慮し、地域公共交通との共存共栄を図る必要がある。

『滝沢市地域公共交通網形成計画』では、小さな交通需要が分散する中山間地域において、誰でも安心して外出できる環境を確保するため、既存の交通資源を活用し、効率的な交通サービスの導入の検討として、令和3年度内に実証実験の運行計画を策定することとしており、実施にむけて滝沢市地域公共交通会議を開催し、検討を進めている段階である事は、今後の展開に大きな影響を与えるものとする。

『滝沢市地域公共交通網形成計画』の中で市が捉えている7つの課題（資料4）は未だ解決に至っておらず、その課題解決に向けて、市が実施する実証実験結果を遅滞なく分析、公表し、その結果に基づく新たな施策を講ずることを期待する。

滝沢市民生児童委員に対する
公共交通の利便性に係るアンケートのまとめ

○調査期間： 令和2年2月12日（水）～14日（金）

○アンケート形式： 記述式

○アンケート内容： 別紙参照

○回収枚数：

（単位：枚）

地域別	回収部数
滝沢南部	18
滝沢中央	26
滝沢北部	34

産業建設常任委員会

【交通弱者の移動手段確保のための事務調査】

民生委員の皆さんへ

担当地域 _____

お名前 _____

実施主体：滝沢市議会

産業建設常任委員会

調査に関するお問い合わせ：滝沢市議会事務局

TEL 019-656-6591 FAX 019-684-4195

◆ この事務調査の目的は？

滝沢市内の公共交通は、各地域の結節点間を結ぶ路線は、十分な満足が得られているとは言えないまでも、一定程度確保されていると捉えております。

一方、いわゆる交通弱者と言われる高齢者や障がい者などは、自宅から目的地までの移動手段を確保できないなどの課題があります。

これらの課題を解消するため、市内各地域特有のニーズや課題等を的確に捉え、先進的な取り組み事例を研究し、本市の交通政策に反映させるべく現在調査しております。

日常生活において、徒歩で医療機関受診や買い物ができない地域として、市西部地区はもちろん、盛岡市に隣接するエリアにも存在するなど、住民からの意見により市内全域で確認されております。

さらに、利用者の減少傾向が続いている福祉バスにおいては、日常生活に不可欠な小さい移動量と少ない乗車時間、週3～5回程度運行などの市民ニーズに合致しない点が見受けられます。誰もが気軽に近場への移動が可能な地域の実現に向けて、交通弱者と民生委員、自治会、地域の支援者等が互いに支えあう協働活動で、医療機関受診や買い物を支援する体制づくりも必要であると考え、本委員会では詳細な現況把握を目的とし調査を行うこととしました。

◆ どのように回答すればいいですか？

本日、若干のお時間をいただき、担当議員より本調査の説明をさせていただきます。

裏面にお聞きしたい項目を記載しておりますので、それぞれの欄にご記入いただき、本日お帰りの際に直接担当の議員にお渡しください。なお、本日どうしてもお時間の都合がつかないなどの場合は、後ほどFAXにて、2/14までに議会事務局へ送信いただいてもかまいません。

◆ プライバシー保護はどうなっていますか？

皆様のプライバシーは、個人情報保護指針に基づき、滝沢市議会にて厳重に管理します。

- 1 普段の民生委員の活動の中で、移動する際の交通手段などの困りごとで相談されたことがありますか。ある方は、その内容をお知らせください。



- 2 担当地域内での相談内容から、地域特有の課題を感じますか。ある方は、その内容をお知らせください。



- 3 相談に対応する中で、市の交通政策に関して望むことなどがありますか。ある方は、その内容をお知らせください。



- 4 その他、市の交通政策に関して感じていることがあれば、お知らせください。



ご協力、大変ありがとうございました。

民生児童委員のアンケート(質問別まとめ)

質問1 相談内容について

中央地区	南部地区	北部地区
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物が不便 ・市役所への移動不便 ・サロン等への送迎の安全性 ・不便性無し ・福祉バスの増便 ・通院(盛岡市)が不便 ・買い物が不便(障がい者) ・乗降不便(障がい者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅の階段が大変 ・タクシーは金銭面で大変 ・市役所、ビッグルフへはタクシーの利用 ・仕事への移動手段(乗せて行く) ・タクシーで病院、買い物(片道200円) ・バス路線が無い…病院買い物不可 ・バス停まで遠い 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の便悪い ・通院のタクシー代高い ・除雪をしっかりとしてほしい ・病院、スーパーが近くにない ・免許を返納したら引きこもりになった

質問2 地域特有の課題について

中央地区	南部地区	北部地区
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物不便 ・バス停までのアクセス不便 ・公共バスの本数が少ない ・送迎の安全面が心配 ・ビッグルフの往来に不便 ・ふるさと交流館の往来に不便 ・通院の足の確保 ・日常的な買い物の不便 ・災害時の避難対応 ・冬期間の雪道転倒 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店も病院も無い ・市役所へ移動手段がない ・移動の足が無い ・巡回バス、福祉バスが毎日でも欲しい ・バス停まで遠い ・独居者が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物する所が少ない ・バス停まで遠い ・交通が不便なため免許返納のためらう

質問3 望む事について

中央地区	南部地区	北部地区
<ul style="list-style-type: none"> ・免許返納後の交通手段確保 ・福祉バスの増便 ・福祉バスの利用料金減 ・でんでん虫バスの導入 ・路線バスの増便 ・コミュニティバスの新設 ・乗合いタクシーの新設 ・イキイキサロン送迎希望 	<ul style="list-style-type: none"> ・頻度も多く、福祉タクシー、あいのりタクシー ・80歳以上タクシー補助券 ・店が近くにあれば ・乗り物のステップが高い ・ふるさと交流館行ビッグルフにバスが遅れる ・タクシーの割引券、バス券の利用PR 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント用含む…病院、スーパー ・バス便増設(巡回バス、マイクロバス) ・運賃を安く ・一人暮らし増加のため福祉タクシー、etc. 増を考えて ・市営バスを考えて

質問4 感じる事について

中央地区	南部地区	北部地区
<ul style="list-style-type: none"> ・通院が不便 ・バス停の分かりやすさ ・路線バスの集約化、 <ul style="list-style-type: none"> 〃 ハブ化、 〃 料金減、 〃 本数の増 ・タクシーの利用料金減、 <ul style="list-style-type: none"> 〃 補助(割引券) ・路線バス業者との円滑な関係の構築 ・災害時の避難所への移動が不安 ・福祉バスに乗れない方の対応 ・地域に見合う政策 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所、ビッグループ etc. への移動手段 ・公共施設への移動手段 ・行事があったときだけでもバスを ・交通マップを高齢者に分かりやすく ・マイカーを使わなくても施設、買い物が出来れば ・街頭整備(青山→環状線) ・地域との勉強会が欲しい ・睦大学の時バスの便利が悪い ・終了時刻が合わない ・福祉バス制度続けて ・市役所を出発と終点にすべき(すべてのバス) ・免許返納支援策 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バスの有効活用 ・路線やバス停増 ・高齢者にやさしくない ・運賃が高い ・一本木バイパスの早期完成 ・分かりやすい政策を考えて

資料 2

『かざばやしボランティアの会』

1. パンフレット

令和2年2月15日

かざばやしボランティアの会

会員募集！

【会員になれる人】

- ・65歳以上
- ・運転免許証のない人
- ・歩行等が不自由な人
- ・会長が適当と認めた人

【会費】
月額 100円
(年間1200円)

【利用料】
会の規定による

同時にスタッフ会員募集してます！

- ・いっしょに活動して下さる方を募集しています。
- ・活動に伴うリスクについては、会として保険に加入して備えます。(本人負担はありません)

◎家事サービススタッフ用……「福祉サービス総合保障」(全国社会福祉協議会)
◎移送サービススタッフ用……「移動支援サービス事業用自動車保険特約」(損保ジャパン日本興亜)


※この事業は(公財)いきいき岩手支援財団から助成を受けて行う予定です。

申込先・問い合わせ先

☎
☒

【事業内容】

- ◎家事サービス……軽易な作業で専門知識を要しないもの。
草取り、庭木の枝切り、家具の組立て、不用品の片づけ、蛍光灯の交換などの家電関係、水のトラブル等 ※部品や材料費は実費申し受けます。
- ◎移送サービス……医療機関、商業施設、公共機関等へのお出かけの際に車で移送します。
利用区域は近距離の移動でおおむね滝沢市、雫石町、盛岡市とし、
利用時間は原則として午前8時から午後6時まで。



2. 「かざばやしボランティアの会」規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「かざばやしボランティアの会」と称し、事務所を小岩井公民館に置く。

(運営の原則等)

(目的)

第2条 本会は、サービスを受ける側(利用者)、サービスを提供する側(スタッフ)が地域内において支え合うシステムの構築をめざして次の分野で活動することを目的とする。

(1)家事サービス

(2)移送サービス

第3条 本会は、小岩井自治会の指導の下に会員相互により運営することとし、営利を追求することは不可とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、小岩井地域に居住する住民で入会を希望する者のうち、次の条件のいずれかを有するものとする。

- (1)65歳以上の者
- (2)運転免許証のない者
- (3)歩行等に不自由な者（身体障がい者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者）
- (4)会長が適当と認めた者

(役員の種類別)

第5条 本会に次の役員を置く

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)理 事 若干名
- (4)監 事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は総会において、会員の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会の構成)

第8条 総会は会員をもって構成する。

(総会の機能)

第9条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(役員会の構成)

第10条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第11条 役員会は次の事項を議決する。

- (1)総会に付すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営経費)

第12条 本会は次に掲げるものをもって運営する。

- (1)会費
- (2)補助金
- (3)寄附金
- (4)その他の収入

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(改正)

第14条 この規約の改正は、総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規約は、令和元年12月22日より施行する。

3. 「かざばやしボランティアの会」 運営要領

※本事業は（公財）いきいき岩手支援財団の「ご近所支え合い活動助成金」の支援（助成）を受けて行うものです。（助成期間は3年）

年会費 1,200 円(月額 100 円)

家事サービス	利用料 (スタッフ1名あたり)	◎サービスの内容(例) ・草刈り ・庭木の枝切り ・家具の組立て ・不用品の片づけ ・蛍光灯の交換等家電関係 ・水のトラブル ◎部品・材料費等は実費を申し受けます。 ◎スタッフは「福祉サービス総合保障」に加入します。(保険料は会で負担)
	・1時間以内.....500円 ・2時間以内.....1,000円	

移送サービス	距離区分	移送場所(例)				
		滝沢市	盛岡市	雫石町		
	8 km 未満.....	小岩井自治会内、栃内第2病院 土井尻医院、土日ジャンボ 滝沢市役所周辺、小岩井農場	つなぎ温泉病院、 前潟イオン	雫石市街地 西山地区、東町地区		
	16km 未満.....	ふるさと交流館、姥屋敷地区	盛岡駅、盛岡市街地 青山町、本宮、厨川	御所地区、鶯宿地区 御明神地区、網張		
	24km 未満.....	滝沢駅、菓子駅、一本木地区	旧都南村、渋民地区	橋場地区、大村地区		

<備考>

- ① 使用車両は「移動支援サービス事業用自動車保険特約」（損保ジャパン）に加入します。(保険料は会で負担)
- ② 寄附金等は会の運営経費に充当します。

4. 「かざばやしボランティアの会」 活動実績

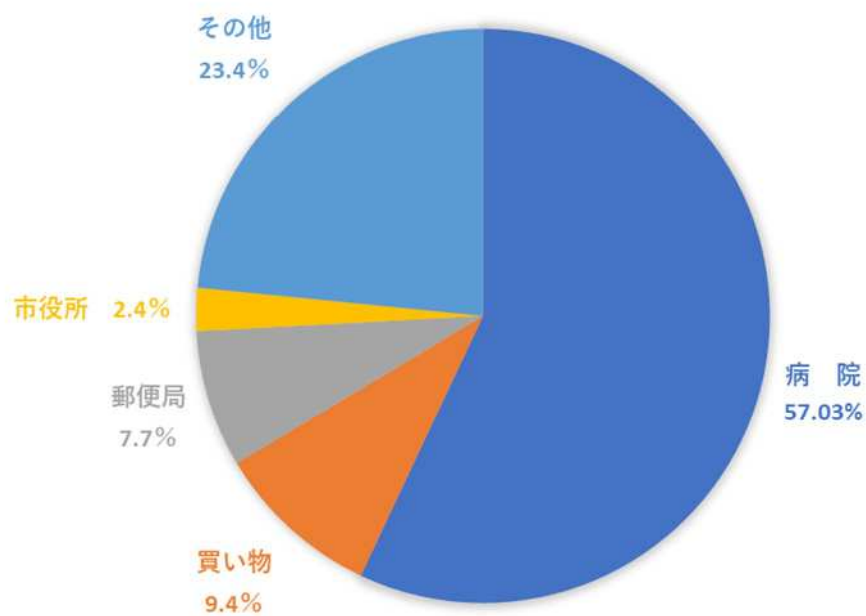
稼働回数（2020年度）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
移送ボランティア	37	26	45	39	29	28	43	28	24	27	24	38	388	32.3
利用者	10	10	12	13	11	14	15	13	15	10	14	17		12.8
家事ボランティア	0	3	19	16	1	0	4	2	0	0	0	2	47	3.9
利用者	0	2	2	3	1	0	2	1	0	0	0	1		1.0
計	37	29	64	55	30	28	47	29	24	27	24	40	435	36.2
在籍会員数	49	49	52	55	59	63	65	67	68	68	66	69		

目的別（2020年度）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均	比率 (%)
病院	27	19	29	25	17	19	26	12	13	16	10	23	236	19.7	57.0
買い物	3	3	4	3	2	4	3	5	2	3	4	3	39	3.3	9.4
郵便局	3	2	3	2	6	4	2	2	2	3	2	1	32	2.7	7.7
市役所	1	0	0	1	1	1	1	2	0	0	1	2	10	0.8	2.4
その他	4	4	10	10	7	5	14	9	8	6	8	12	97	8.1	23.4

移送サービス目的別 内訳



行先別（2020年度）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均	比率 (%)
盛岡市	14	12	22	19	15	15	26	20	13	10	12	16	194	16.2	50.0
滝沢市	22	14	20	17	11	10	15	7	10	14	10	10	160	13.3	41.2
雫石町	1	0	2	3	3	3	2	1	1	3	2	11	32	2.7	8.2
その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0.2	0.5



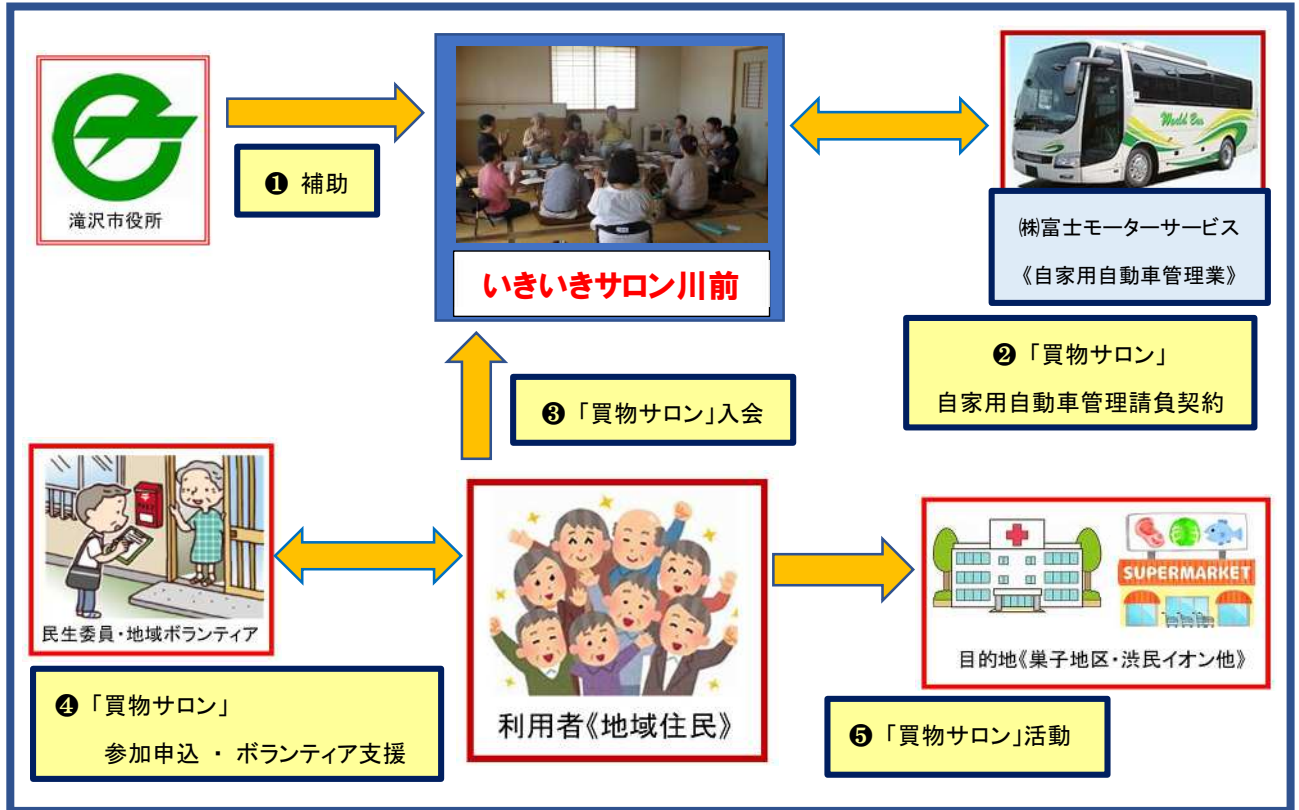
移送サービス走行距離

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
総走行距離(km)	500	427	788	701	409	542	654	595	413	388	347	669	6,433	536.1

『買い物バスの試験運行結果を踏まえた提案』

本資料は、令和元年7月25日、11月15日に実施した買い物バスの試験運行結果を踏まえ、川前地域にコミュニティバス(本資料では買い物サロンと称す)を運行するための手法の提唱を目的としたものです。

1. 川前自治会が考える買い物サロン



①	補 助	<ul style="list-style-type: none"> ・補助は、ノンステップマイクロバス(21人乗)に係わる購入費と維持管理費を対象とします。 ・維持管理費の内訳は、車検・定期点検代、保険費、租税公課費等とします。 ・維持管理費の対象期間は、バスの走行寿命15万キロより算定した10年間とします。
②	「買い物サロン」 自家用自動車 管理請負契約	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン川前、(株)富士モーターサービスは、「買い物サロン」に係わる自家用自動車管理請負契約を締結します。 ・「買い物サロン」は、いきいきサロン川前の要請により、(株)富士モーターサービスがノンステップマイクロバスの運行で活動します。 ・(株)富士モーターサービスは、ノンステップバスマイクロバスについて、管理、運転、整備、修理等の総合的管理を行います。 ・いきいきサロン川前は、自家用自動車管理請負契約で合意した契約額を(株)富士モーターサービスに支払うものとします。

③	「買物サロン」 入会	・「買物サロン」の利用を希望する各自治会員は、いきいきサロン川前に申請し、月会費を支払うこととします。
④	「買物サロン」 参加申込・支援	・「買物サロン」の利用を希望する各自治会員は、各担当地区の民生委員に電話申込or LINEグループで事前予約(前日迄)します。 ・各担当地区の民生委員や地域ボランティアは、活動の支援を行います。
⑤	「買物サロン」 活動	・「買物サロン」は、路線(固定)、ダイヤ(半固定)、バス停(往路固定/復路フリー)、目的地(フリー)等で活動します。

2. 自家用自動車管理業とは

平成4年3月に警察庁、通商産業省、運輸省の共管により設立した「一般社団法人 日本自動車運行管理協会」が行っている「自家用自動車管理業」は、官公庁をはじめ一般企業や各種団体における業務の効率化や合理化に一役を担う時代の要請により生まれた車両の運行管理を請け負う事業です。

具体的には、滝沢市補助により所有するいきいきサロン川前のノンステップマイクロバスに対し、(株)富士モーターサービス(日本自動車運行管理協会に入会予定)が管理、運転、整備、修理、燃料、消耗品などの総合管理を長期的な契約に基づき請負う事業のことで、なお、日本自動車運行管理協会の会員数は、現在、44社(10,500台以上)で、兵庫県伊丹市他、多数の官公庁で利用されています。

3. 目的

地方部を中心に、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴い、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している状況下、高齢者の運転免許証返納が年々増加するなど、地域の暮らしと産業を支える移動手段確保がますます重要になっています。その対策として、国土交通省は、新たな枠組みや事業メニューを盛り込んだ「地域公共交通活性化・再生法」等の制定に取り組んでいるところです。

以上を踏まえ、本書は、滝沢市東部地区を対象として、自家用車利用が困難な地域住民が増えてきている本市の現況を踏まえ、“安心して暮らせる長寿社会の実現”を目的とした「買物サロン」を川前自治会いきいきサロン川前(以下自治会)から株式会社富士モーターサービス(以下事業者)に「買物サロン」自家用自動車管理請負契約を締結、実施するものです。

4. 運行内容の策定基準(交通空白輸送の定義)

本資料は、定まった定義が無い「交通空白地」について、路線バスが運行していない地域、既存バス停から離れている地域等、一般乗合旅客自動車運送事業者との共存共栄を具現化させるため、他市町村事例(大阪府河南町)を参考に以下に示す諸条件で運行内容等を定義します。

- ① 既存バスのルート外、バス停から300m以上、離隔した地域からの利用者乗降
- ② 既存バス運行ダイヤに配慮した運行時間帯の設定

5. 運行期間・運行日数

運行期間は、4月1日から3月31日までの期間中において、以下に示すように計画します。ただし、祝祭日、年末年始、夏季休暇は運休とします。

No	地区・地域	運行日	目的地
①	東部地区 川前地域	毎週月曜日	巣子地内or渋民イオン

6. 運行内容

- ①運行車両は、ノンステップ小型バス(乗車定員21名)のものとし、予約型乗合バスであることがわかるように表示します。
- ②申込は、LINEグループ、もしくは各地区担当の民生委員に電話予約により、運行予定の前日までに行います。
- ③自治会と事業者は、受付した人数、乗車位置等をLINEグループで情報共有を図ります。
- ④運行方法は、予約があった者を予約時に確認した乗車地点から目的地まで送迎するものとします。
- ⑤運行予定の前日までに予約がない場合は、その便の運行は行わないものとします。
- ⑥自治会は、乗降する利用者に対し、介護予防の重要因子である外出や人との交流を目的とした『乗降介助』を目的として民生委員、または自治会ボランティア等1名が乗車します。

7. 運行区域

運行区域は、以下に示す通りとします。

① 巣子ルート

時間	所要時間	往復	乗降箇所
11時20分		往路	福祉バス停(ネイチャーセンター前)
11時25分	5分	往路	東部体育館前
11時40分	15分	往路	川前公民館前
11時45分	5分	往路	小原宅前
11時50分	5分	往路	齊常商会前
12時00分	10分	往路	第2ニュータウン公園前
12時10分	10分	往路	川前コミセン前
12時20分	100分		目的地《 巣子地内 》
14時00分			
14時00分	15分	復路	川前コミセン前
14時10分	10分	復路	第2ニュータウン公園前
14時15分	5分	復路	齊常商会前
14時20分	5分	復路	小原宅前
14時25分	5分	復路	川前公民館前
14時30分	5分	復路	東部体育館前
14時35分	5分	復路	福祉バス停(ネイチャーセンター前)

※目的地《巣子地内》は、巣子地内の医療機関、商業施設スーパーを対象とし、乗降者意向によりルート、停車地点および復路の乗車時間等を適時に設定する。

② 渋民イオンルート

時 間	所要 時間	往復	乗 降 箇 所
13時20分		往路	福祉バス停（ネイチャーセンター前）
13時25分	5分	往路	東部体育館前
13時40分	15分	往路	川前公民館前
13時45分	5分	往路	小原宅前
13時50分	5分	往路	斉常商会前
14時00分	10分	往路	第2ニュータウン公園前
14時10分	10分	往路	川前コミセン前
14時40分	80分		目的地《 渋民イオン 》
16時00分			
16時30分	30分	復路	川前コミセン前
16時40分	10分	復路	第2ニュータウン公園前
16時45分	5分	復路	斉常商会前
16時50分	5分	復路	小原宅前
16時55分	5分	復路	川前公民館前
17時00分	5分	復路	東部体育館前
17時05分	5分	復路	福祉バス停（ネイチャーセンター前）

※目的地《渋民イオン》は、イオン内の施設を対象とし、乗降者意向によりルート、停車地点および復路の乗車時間等を適時に設定します。

8. 会費の徴収

- ①いきいきサロン川前は、「買物サロン」を利用希望する自治会員に対し、月会費2,000円/月(毎週利用)、1,000円/月(隔週利用)の2種類を選択肢として提示します。
- ②月会費の徴収は、翌月分を前月末日までに各地域民生委員を介していきいきサロン川前に支払うものとします。
- ③いきいきサロン川前は、徴収した会費を「買物サロン」の活動経費充当に充てるものとします。
- ④障害者割引として、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方には、運賃を半額に割引くこととします。また、手帳に「介護」のスタンプがある場合は、介護者1人までを同様に半額に引きします。

9. 自治会への報告

- ①事業者は、運行距離、利用者数および料金収入等について日報、月報を作成します。
- ②月報は翌月5日までに、遅滞なく自治会へ報告するものとします。ただし、報告期限が土日祝祭日や年末年始等にあたる場合は、その翌日までとします。なお、月中途においても、自治会が必要とする場合は、事業者は自治会へ日報を提出します。

10. 予約受付方法

- ①予約は、LINEグループ、担当地区の民生委員へ口頭、電話、ファクシミリ等により受け付けるものとします。
- ②予約は、運行予定の前日前までに受け付けるものとします。
- ③予約時には、氏名（複数の場合は代表者のみでも可）、利用する日時、乗降場所、希望目的地および連絡先(電話番号)等を確認します。また、乗車時に、乗降支援の民生委員は、乗客から行き先、復路予約の確認を行います。
- ④利用者から、当日の予約内容の変更、または取り止めの連絡があった場合は、間違いのないよう誠実に対応することとします。

11. 利用促進

- ①自治会は利用促進に向けて、民生委員、自治会役員および地域ボランティア等の協力のもと、目標利用者数(40人/日)を達成できるように常に努力することとします。
- ②自治会は、利用者が運賃や利用方法などが分かるよう、自治会回覧やチラシを車両内に掲示するなど、周知徹底に努力します。
- ③利用者が「また次も利用したい」と思われるようにサービス充実を図ります。
- ④自治会は、滝沢市の協力のもと、利用先(商業施設、医療機関)との協力体制を構築させ、利用者に付加価値(例;割引クーポン、医療機関受診の事前予約等)を提供できるように活動します。

12. 業務遂行上の注意事項

- ①本業務の運行に当たる乗務員は、法令を遵守し交通安全に万全を期するとともに、利用者に対して誠意をもって対応します。
- ②運行中の車両故障、または事故など事業者の帰すべき事由により運行を中止又は中断した場合は、事業者は直ちに自治会へ報告するとともに、予備車両、または交代の乗務員を確保するなど、業務に支障をきたすことのないように努めるものとします。
- ③天災等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止する場合は、速やかに関係機関、自治会へ報告するとともに、予約していた利用者へ連絡することとします。
- ④運行中に事故が発生した場合は、まず人命救助を最優先に行い、救急車手配・警察通報・保険会社への連絡などの初期対応を事業者が責任をもって行ったうえで、自治会へ内容報告を行うものとします。
- ⑤事業者は、運行中の事故について誠実に対応するため、本事業に使用する車両に対し、以下の補償金額以上の任意保険または任意共済に加入するものとします。
 - ・対人賠償 無制限
 - ・対物賠償 無制限
 - ・搭乗者障害 入院1 万5 千円以上／人・日
 - ・通院 1 万円以上／人・日
 - ・死亡・後遺障害 1 千万円以上／人 (5 千万円以上／事故)

資料 4



1. 策定の趣旨

本市ではJR田沢湖線、IGRいわて銀河鉄道線、民間路線バス3社、市営の福祉バス及び患者輸送バス、その他タクシー事業者等、複数の交通サービスが運行しています。

しかしながら、人口減少、少子高齢化、マイカー依存などに伴い、公共交通利用者は減少傾向にあり、地域の移動手段として公共交通を維持・確保することが非常に困難になっており、公共交通ネットワークの見直し・再編が必要な状況です。こうした背景を踏まえ、将来にわたり持続可能で地域にとって望ましい公共交通ネットワークを構築するため、まちづくりと連携した公共交通の基本的な方針と施策体系を示す「滝沢市地域公共交通網形成計画」を策定します。

2. 滝沢市の公共交通における課題

既存データ等による現況の整理や各種調査の実施により、本市の地域特性及び公共交通の実態を把握し、本市の公共交通における課題を下記の7つに整理しました。

滝沢市の公共交通における7つの課題

<p>課題 1</p> <p>市制移行・まちづくりと整合を図った交通体系の見直し・再構築</p>	<p>《市役所周辺を中心としたまちづくりとの整合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市役所周辺を中心としたまちづくりを進める上で、地域内におけるネットワークの形成は重要であり、地域間を繋ぐネットワーク形成の検討が必要。 <p>《利便性向上に向けた事業者間協議・調整の可能性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者の利便性向上のため、事業者間が相互に連携したダイヤ調整等の見直しについて行政が中心となり調整を行うことが必要。
<p>課題 2</p> <p>高齢者・免許返納者への対応及び若年層・転入者層へのサービスが不十分</p>	<p>《高齢者及び免許返納者への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者や免許返納者等の増加を見据え、高齢者の外出支援、健康増進に向けた交通施策の取り組みの検討が必要。 <p>《大学生を含めた転入者層への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大学生等を含めた転入者に対応したサービスは実施していないため、新たな利用者の取り込みのため案内・周知等を実施することが必要。
<p>課題 3</p> <p>既存幹線軸バスルートにおける渋滞の発生による定時性の低下</p>	<p>《渋滞発生による路線バスの定時性への影響》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 盛岡市への移動手段として鉄道・路線バスが充実している本市において、通勤時の移動手段として自動車から公共交通へ転換させる仕掛けをつくり、サービス水準の確保を図るとともに、新たな利用者層の取り込みによる公共交通利用率の向上を検討することが必要。
<p>課題 4</p> <p>地域公共交通のサービス水準の不均衡・地域内格差が発生</p>	<p>《公共交通サービスの地域間格差の発生》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ごとに市街地や盛岡市等へのアクセシビリティに格差が生じているため、人口減少・少子高齢化等の変化も踏まえ、各地域に応じた対策が必要。 <p>《地域特性と公共交通サービスがミスマッチ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 小さな移動ニーズが広く分布する市西部エリアでは福祉バス等の定時定路線型の大量輸送の交通モードが適しておらず、地域特性に合った見直しが必要。
<p>課題 5</p> <p>市内の各交通モードが有機的に繋がっておらず利用者ニーズと不整合</p>	<p>《交通機関同士の接続性・乗り継ぎの利便性の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 人の移動が多く発生する朝や夕方時間帯においてはスムーズに乗り継ぎが出来るダイヤ調整を図り、移動ニーズに合った交通体系の構築が重要。 <p>《流動状況の変化に合わせた交通結節機能の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ビッグループ滝沢等の新たな施設の立地に伴う流動の変化により、交通結節機能の設置の考え方を改めて検討することが必要。
<p>課題 6</p> <p>公共交通の利用方法がわからない等、情報提供・案内が不十分</p>	<p>《公共交通の案内・情報発信等による周知の不足》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 案内・情報発信等の充実により公共交通利用に転換すると想定される市民が一定数おり、ソフト面での取り組みによる利用促進が必要。 <p>《路線バスの目的地がわかりづらい》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 路線バスの目的地の誤認等为了避免するため、わかりやすい案内や誰でも認識しやすいバスの表示等への改善が必要。
<p>課題 7</p> <p>観光振興・健康増進等の各施策・事業との連携が不十分</p>	<p>《観光と公共交通の連携が不足》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の観光振興を図り新たな利用者の獲得に向けて観光と公共交通が連携したソフト面での事業展開を検討することが必要。 <p>《健康増進施策等との連携が不足》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通を活用した外出支援等と連携した健康増進施策の展開を図り、相乗的な効果の発現を図ることが必要。

課題解決に向けた方針・基本目標・プロジェクト